

食中毒への対応の強化

(第58条、第60条関係) 平成15年8月29日施行

近年の食品流通の多様化等による食中毒の大規模化・広域化を踏まえ、必要に応じ、厚生労働大臣が、都道府県知事等に対し調査の要請をすること等により、原因究明を迅速に行い、危害の拡大防止を図る。

保健所長が食中毒患者等の発生を探知したときは、医師の届出がなくとも、原因究明のための調査を行うよう規定を整備するとともに、厚生労働大臣に対する報告に関する規定も整備。

食中毒患者等の発生

医師の届出

又は

直接の探知

調査

連携

報告

保健所

速やかに報告
その後も調査の実施
状況を逐次報告

都道府県等

都道府県知事等への調査の要請

食中毒患者が500人以上発生し、
若しくはそのおそれがあると認めるとき

又は

食中毒患者等が**広域にわたり発生**し、
若しくは発生するおそれがある場合

であって、**緊急を要する場合**

要請

報告

特に、食中毒患者等が50人以上発生
又はそのおそれがあるとき等は

直ちに報告(第1報)
その後も、逐次報告

厚生労働省

罰則の強化

平成15年8月29日施行

食品衛生法罰則（改正）

【改正前】

3年以下懲役、300万円以下罰金

- ・有害食品の販売等禁止、指定外添加物の使用

1年以下懲役、100万円以下罰金

- ・規格基準違反食品の販売等禁止

6月以下懲役、30万円以下罰金

- ・表示基準違反食品の販売等禁止
- ・廃棄命令等違反、営業禁停止命令違反
- ・施設基準違反、施設改善命令違反
- ・医師の食中毒届出義務違反

30万円以下罰金

- ・臨検検査拒否、虚偽報告等

【改正後】

下線は改正点。

3年以下懲役、300万円以下罰金
法人1億円以下の罰金

- ・有害食品の販売等禁止、指定外添加物の使用
- ・廃棄命令等違反、営業禁停止命令違反

2年以下懲役、200万円以下罰金
法人1億円以下の罰金（規格基準違反、
表示基準違反等に限る）

- ・規格基準違反食品の販売等禁止
- ・表示基準違反食品の販売等禁止

1年以下懲役、100万円以下罰金

- ・施設基準違反、施設改善命令違反
- ・医師の食中毒届出義務違反

50万円以下罰金

- ・臨検検査拒否、虚偽報告等

健康増進法罰則（創設）

健康保持増進効果等に関する虚偽・誇大表示を行った者が厚生労働大臣の是正命令に従わなかった時 6月以下懲役、100万円以下罰金

登録試験機関に関する罰則（例：職員等の秘密保持義務違反 1年以下懲役、100万円以下罰金）

食品の安全性の確保 約165億円

主な項目

農薬等の残留基準策定の推進 約7億3千万円

残留基準が設定されていない農薬等の食品中への残留を禁止するポジティブリスト制の導入に向けた暫定的な残留基準の設定を推進

食品添加物の安全性確認の徹底 約10億円

安全性の問題のあるものについては使用を禁止できる制度の導入に向けて、既存添加物の毒性試験等、安全性確認を促進

輸入食品等の安全対策の強化 約16億4千万円

検疫所における輸入時検査を効果的に実施するため、検査対象品目群をきめ細かく設定する等の見直しにより、モニタリング検査の強化など安全対策を強化

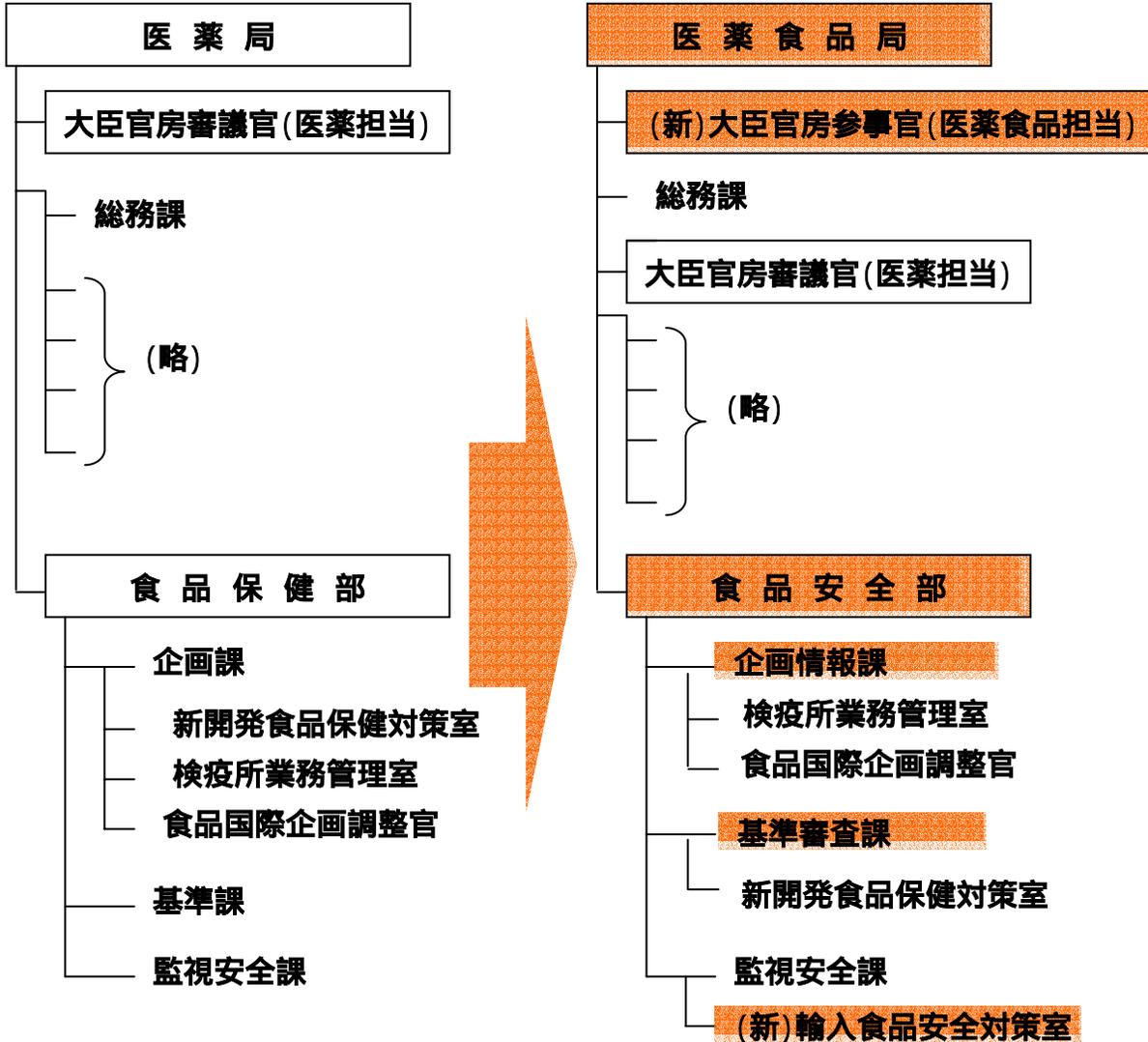
健康食品等に関する安全性確保体制の充実 約7千万円

データベース化を図り、消費者等に対する情報提供等により、健康食品による健康被害を未然に防止

平成15年度食品保健関係組織改編について

「リスク管理」を担う厚生労働省としての組織体制を整備。

輸入食品の検査体制の強化等のため食品衛生監視員を10年間で103名増員。
平成15年度においても15名を増員。(平成4年度165名 平成14年度268名 平成15年度283名)



「医薬局」を「医薬食品局」に、「食品保健部」を「食品安全部」に改称(平成15年7月)

食品保健部「企画課」を食品安全部「企画情報課」に改称(平成15年7月)

「大臣官房参事官(医薬食品担当)(リスクコミュニケーションも担当)」を設置(平成15年7月)

「輸入食品安全対策室」を平成15年4月に設置

現在、厚生労働省ホームページ上で食品の安全確保に向けた取組を
公表中。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/index.html>

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/index.html>